

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第166号

京都市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保健所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表診療報酬の算定方法に定めがないものの項中「京都市衛生公害研究所条例施行規則」を「京都市衛生環境研究所条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)